

農業委員会議事録

平成28年5月10日

16時00分

3階 第2委員会室

| | |
|------------|---|
| 出席委員 | 12名 |
| 委員出席者 | 会長 1番 岩隈 和重、 会長職務代理者 2番 落石 廣孝 |
| | 委員 4番 船越 多真枝 5番 森 秀司 |
| | 6番 冨永 晃 7番 落石 好紀 |
| | 8番 栗原 信夫 9番 井浦 秀子 |
| | 10番 吉村 泰行 11番 中野 正敏 |
| | 13番 副田 秀次 |
| 委員欠席者 | 12番 阿部 繁隆 |
| 事務局出席者 | 笠井課長、森主幹、高野主査 |
| 議 題 | |
| 事務局 | 全員起立、礼、ご着席ください。 只今から5月の農業委員会総会を開会いたします。 |
| 会 長 | 会長あいさつ 6番委員、7番委員議事録押印者任命 それでは議事に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書について、議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 1頁をお開きください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書について。番号1、土地の所在 ○。地目 台帳 田、現況 畑。面積 826㎡。所有者 住所 ○○、氏名 ○○、耕作者 氏名 ○○となっていますが、資料の訂正を願います。正しくは耕作者○○。譲受申請人 住所 ○○、氏名 ○○。取得理由 売買。用途 都市計画 調整区域、農振計画 農用外。1筆826㎡についてです。2頁をお開きください。場所は、○○交差点南側約100mで、赤色で囲った箇所です。3頁に参考字図を添付しています。地元委員さんから補足がありましたら、お願いします。 |

| | |
|---------|---|
| ○ 番 委 員 | <p>譲受人、〇〇さんは、実家が譲渡人〇〇さんと同じで、ご両親が健在、5,000㎡以上の農地を耕作しており、〇人兄弟の〇〇です。現在は〇〇に居住、会社勤めをしています。耕作条件である60日以上就農については、未確認ですが、〇〇であると判断されます。</p> <p>今回の申請に押印したのは、農業委員会に諮り、皆様のご意見を伺いたいということで行っています。</p> |
| ○ 番 委 員 | <p>補足説明を行います。問題点は、〇〇せず、農業を実際しているかわからない、〇〇に農地を直接購入させることができるかということです。〇〇して〇〇にいるならばともかく、別の所(町外)に居住していて、実家が農家というだけで農地を持つことを認めていいのかということ相談された為、ひとつの問題提起として、許可事項ですので、今後、予想される同様の問題に対応するため、農業委員会で検討してはどうかということです。私にも〇〇がいますが、同居の有無に関わらず誰にでも購入させることができる事になり、問題があると考えます。そのあたりを皆さんで検討していただきたいし、事務局としての考え方を示して欲しい。</p> |
| 事 務 局 | <p>先に、本件についての経緯と考え方を説明します。この件について、事前相談があり、その時点では、〇〇が購入するか、〇〇が購入するか決まっていませんでした。農地取得の条件、売買、贈与でも同じですが、5反以上の農業経営をしている方、いわゆる農家です。一般的に農業経営は家族でされている為、生計を一にする家族であれば農地を持てる。生計を一にするものの判断材料として一つは住民票です。これまでの事例として例えば、贈与のケースで、今は一緒に住んでないと相談があれば、これまでは、同居でないとできませんとしていた。そしたらどうするかというと、住民票だけ移して申請をされる。3条申請の為に住民票を動かしてこられ、実際に耕作されるかはわからない状況にある。住民票だけでは判断が難しい状況です。以前は、町としては、きちんと同居ではないと駄目と回答していましたが、最近では、生計一の解釈が変わってきている。家族の形態が変化してきており、住居は別でも農業経営は一緒にしているケースもある。生計一の考え方については、解釈本では多少ゆるくなっている面がある。今回は、住所別で受け付けた初めてのケース。このケースを認めるとこの先、規制がゆるくなり収集がつかなくなる恐れもある。申請者は、〇〇が農業に従事していると申告しているが、地元の意見を伺うとそうでない部分もあり、それが実態かもしれない。最低60日以上従事という基準もありますが、どの程度まで確認するかなど、ある程度、あらたに基準やルールが必要ではないかと思えます。このことを踏まえ、これまでどおり住民票で判断するのか、より厳しく確認するのか、それとも他の方法を検討するか、または、贈与、売買を別に考え、売買の場合は厳しくするとか皆様の意見を伺いたいと思えます。</p> |
| 委 員 | <p>贈与は、家族間で行われる場合が多い、売買は人の土地を買う。分けて考えた方が良いでしょう。</p> |
| 委 員 | <p>法的な問題は？5反以上の土地を持つなど条件をクリアすれば問題ないのか？</p> |
| 事 務 局 | <p>条件として、5反以上の土地をもつこと。機械などをもって耕作できることなどあります。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 後継者の要件は？例えば、近隣に住んでるなら良いが、久留米とか一定の耕作可能な距離を農業委員が何をもって判断すれば良いか考える必要があるが、農家の為になる、他に迷惑をかけないなど後継者としてふさわしいかで判断していかないといけない。後継者の場合であれば、贈与の場合、住所が違っていても認めて良いと考える。売買の場合は、後継者かの見極めをし、判断していく。この際、はっきりとしたルールづくりをしてはどうか？ |
| 委員 | 贈与の場合は、家族間が多い。相続だと届出だけでできる。今回は売買で他人の土地を買う。 |
| 委員 | 売買に関しては厳しくみていいのでは？ |
| 委員 | 福岡市では、農地の確認の他に、農機具や車なども判断材料としている。 |
| 委員 | 分家住宅の場合等はどうなるか？実際には家族同然で営農している。 |
| 事務局 | 今の判断では、住民票を移してもらってから許可している。 |
| 委員 | この際、ルールづくりが必要。ただし、距離については、例えば長崎あたりでも1時間で来られる。60日以上就農にしても、夏休みなど利用すればクリアする。やはり、地元の農業委員がしっかり実態を把握していかなければならない。どうしてもわからない部分があるかもしれないが、可能な限り実態を確認すべき。 |
| 委員 | 実際に住んでいれば、問題ないが、住んでないかわからない。後継者の判断も難しい。住民票を移せば、今のやり方であれば許可される。申請者を信じて申請書で判断するのか、実態で判断するのか難しい。 |
| 委員 | 申請書と実態を見て判断が必要。 |
| 委員 | 今回の場合、親が購入して、親から子への贈与なら問題ない。相続もできる。売買であることが問題。 |
| 委員 | 3条許可は各農業委員会で良いのか？判断に差がでるのでは？ |
| 事務局 | 各農業委員会でする必要がある。糟屋地区でこのようなケースを認めている事例は今のところない。これまでどおり、書類だけで判断するのか、実態までみて判断するのか、その場合、農業委員さんの負担が大きくなる可能性がある。 |
| 委員 | 今回のケースは、相続、登記を省くやり方なので問題。 |
| 委員長 | 実際、農業をしない方が農地を取得されると困るのは地域。農地が荒れる。結論が出ないので、この件は最後に。先にその他の事項進めます。 |
| 事務局 | その他の事項にうつります。非農地証明について4頁をお開きください。番号1、土地の所在 ○○。台帳地目 畑 現況 宅地。面積 314㎡。所有者 住所 ○○、氏名 ○○。証明願出人、所有者に同じ、証明の根拠となる事由 昭和41年に住宅が建築、宅地課税され20年以上非農地で利用している為。用途 都市計画 市街化区域、農振計画 区域外。5頁をお開きください。位置については、○○から約100m北の位置になります。6項に参考字図、7項に現況写真を添付しています。 |
| 会長 | 何かご質問がありましたら、お願いします。ないようでしたら次にうつります。 |
| 事務局 | 熊本震災に係る義援金について、全国農業委員から依頼がきています。一人1口千円以上が目標です。実施について検討願います。 |

| | | |
|----------------------------|-----------------------|---|
| 会 委 事 | 長 員 務 局 | 実施で宜しいか？ 異議無し 新宮町男女共同参画審議委員会に農業委員会から任期2年、女性1名の選出をお願いしてきました。任期満了につき、後任の推薦をお願いしています。 |
| 会 委 事 | 長 員 務 局 | 女性2名いますが、〇〇さんをお願いしたい。 異議無し よろしく申し上げます。次回日程について 6月6日月曜日13時30分から、会場については、後日お知らせします。 |
| 会 | 長 | 先ほどの協議のまとめをします。今回のケースでは、申請を問題のないかたちでの〇〇に変更して申請してもらうことを、形式上問題ないように地元の委員から説明してもらうよう取りはからってはどうか？ |
| 委 事 委 | 員 務 局 員 | 同居の要件はどのようにとりあつかうか？ まず、贈与と売買でわけて考えては？ 贈与と売買をわけて考えた方が良い。贈与については、家族間の問題で解決できる。売買は経済活動。売買は厳しく審査する。事務局の意見は？ |
| 事 務 局 | | 法令上は、農地法に定めている世帯員、農業をする人は農地を買える。生計を一にするをどのように考えるか。今回のケースでは実態がない〇〇が購入しようとするので問題がある。〇〇が申請すれば問題ない。本来であれば事務局で〇〇で申請があがった時点で指導すべきであるが、今回問題定義として申請を受け、今後どうしていくべきかのルールを作っていたきたいというのがあった。近隣を調べるとこのような事例はなかった。しかしながら新宮の土地柄、〇〇と隣接している状況などから今後、このようなケースが予想される。農業委員会は権限が強い。農地を守っていく立場であるなら、きびしく現状把握しながらすすめないといけない。 |
| 委 委 委 | 員 員 員 | 実態をしっかりみないといけない。そうしないと住民票だけ移せば、許可しないといけなくなる。 地域のことは地域が一番わかる。そのための農業委員会。 委員によって判断が違っては困る。 |
| 事 務 局 | | 形式か実情か？ルールづくりが必要。事務局で今日の話をもとめてもらって、たたき台をつくってもらい、次回決めてから今回の申請の返事をしたら良いのでは？ |
| 事 務 局 | | 条件付では許可できないか？申請者は〇〇でも出来ないかと相談してきたので、申請者を変更するよう話ができる。その場合であれば問題がなくなるので許可して良いか？どうしても〇〇で申請する場合は、次回農業委員会に諮ってからと説明する。 |
| 会 委 委 事 務 局 | 長 員 員 務 局 | 議決を取ります。事務局提案どおり、条件付許可で良いか？ 異議無し。全員賛成（〇〇での申請であれば従来どおり許可案件） 贈与のケース。郡内の状況を調査し、次回の検討課題にしてください。 他にありませんか。今回は、6月6日（月）、午後13時30分から開催します。これをもちまして5月の農業委員会総会を閉会します。全員起立、礼、お疲れ様でした。 |

以上17:00